

平成21年9月8日招集

## 茂原市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

平成21年9月29日（火）午後1時00分開議

第1 議案並びに請願・陳情の総括審議

第2 閉会中の継続審査申し出の件

第3 発議案第1号から第2号までの  
上程説明並びに総括審議

# 茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成21年9月29日（火）午後1時00分 開議

○議長（常泉健一君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は25名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議長の報告

○議長（常泉健一君） ここで報告します。

去る18日の本会議で設置されました決算審査特別委員会は、同日委員会を開会し、正副委員長の互選を行い、委員長に三橋弘明君、副委員長に田丸たけ子君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において各委員会にその審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、お手元に配付のとおり、本日市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定及び和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議事日程

○議長（常泉健一君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（常泉健一君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 勝山穎郷君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 勝山穎郷君登壇）

○総務委員会委員長（勝山穎郷君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る18日の本会議において付託されました議案3件について、本会議終了後、

委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第1号「平成21年度茂原市一般会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億886万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247億6044万9000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「地域の求職者などの雇用を創出する緊急雇用創出事業は、茂原市にとって効果的な面があったのか。また、求人をしては応募が少ないと聞くが、本事業について実効性のある雇用対策を考えるべきと思うが」との質疑に対し、「効果的な面は、6月の議会において補正予算により措置された事業が始まって間もないため、まだはっきりとしていないが、今回の補正でお願いしている学校の樹木の剪定や6月の補正予算措置分の草刈り等については効果的な事業となっている。また、応募者が少ない状況については、単価が低いこともあるため、現在、担当課において若干の値上げを検討している」との答弁がありました。

次に、「茂原市においては、経済危機対策臨時交付金によって幾つの事業を行ったのか」との質疑に対し、「全体で38事業あり、そのうち国庫補助金による事業の大部分はスクールニューディール構想の推進に伴うものである」との答弁がありました。

次に、「デジタルテレビの購入台数とデジタルチューナーを使用するテレビの台数は幾つか。また、購入業者と購入するデジタルテレビの大きさについてどのように考えているのか。さらに、教師が使用する校務用パソコン及び児童生徒が使用する教育用パソコンの購入台数は」との質疑に対し、「デジタルテレビは学校関係を含め85台、デジタルチューナーを使用するテレビは35台を予定している。また、購入するテレビの大きさは32型を統一的に考えており、購入業者の選定については、入札による安価さや地元業者育成の観点などを考慮しながら今後検討する。パソコンについては、ハードのみの校務用を153台、ソフトの入った教育用を100台予定している」との答弁がありました。

次に、「地域公共交通会議委員の報酬が15万6000円となっているが、委員の構成と会議の回数及び開催時期の予定は」との質疑に対し、「委員は、千葉県バス協会代表、千葉県タクシー協会代表、市議会議員、茂原市自治会長連合会、市職員などで、20人以内で構成し、報酬の支給は行政以外の委員13名を考えている。また、会議については、年2回開催を考えており、10月と2月を予定している」との答弁がありました。

次に、「子育て応援特別手当の支給については、どのように行うのか。また、健康診査事業の女性特有のがん検診委託において配付する無料クーポン券は本市独自のものか。さらに、本クーポン券の使用できる病院は」との質疑に対し、「子育て応援特別手当の支給方法は、定額給付金の支給と同様の方法を考えており、該当者約2300人に申請書を送付し、申請をしていた中で交付する予定である。がん検診のクーポン券については、本市独自のものであり、使用できる病院については、がん検診に必要な検診用機器がそろった病院を今後医師会と相談しながら決め、契約を締結していく」との答弁がありました。

次に、「政権交代により民主党政権となり、国の補正予算の見直しを取り沙汰されているが、今回の補正予算と関係はないか」との質疑に対し、「今回の補正予算は、国の第1次補正予算に伴う緊急の交付金に対応するものであるが、現在までに交付金の内定はあるが、交付決定がなされていない。国の方針が不透明な状況の中、12月の議会において、今回の補正予算措置について組み換えをする必要が出てくる可能性もあると考えている。また、事業の執行については、交付決定がなされるまで行わないことと考えている」との答弁がありました。

次に、「橋梁の老朽化に伴う調査委託料について、調査する橋の数は」との質疑に対し、「補助金対象分と単独分の調査委託があり、補助分は17橋で500万円、単独分は25橋で250万円を予定している。また、単独分については、臨時交付金で対応する考えである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地域の実情に即したバス等の旅客輸送サービスの実現を図るため、道路運送法の規定に基づき、茂原市地域公共交通会議を設置するにあたり、地域公共交通会議委員を非常勤の特別職職員として位置づけるとともに、その報酬額を定めようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本会議の内容はどのようになっているのか。また、市民バスに対する市民の直接の要望先は」との質疑に対し、「会議の内容は、現在、運行コースの変更の要望が4カ所ほどあるので、そのことについて協議をお願いしたいと考えている。また、市民の要望については、生活課で対応する」との答弁がありました。

次に、「本会議の設置は、市民バスの運行に限定して協議するためではなく、地域の民間の

公共交通機関を含めた全体の路線バス等の運行などに関する協議を行う場であると考えるが」との質疑に対し、「今回、市民バスの運行コース変更の要望に対応するため、千葉運輸支局に相談したところ、改正道路運行法に基づき地域公共交通会議を設置し、その中で協議することを指示されたことから本議案を提出したところであり、当面、市民バスの運行コースの変更等について協議していく予定である。しかし、今後、路線バスなどの全体的な内容の協議についても、本会議の中で方針を決めていきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「損害賠償額の決定及び和解について」申し上げます。

本案は、平成20年11月18日に発生した交通事故について、相手方に生じた損害賠償額を169万5014円と決定し、相手方と和解するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以下、審査過程において質疑応答のなされたものを申し上げます。

「危険度の高い道路の通行については、できる限り避けるよう指導をお願いしたいと思うが、職員に対しどのような交通安全に関する研修や指導を行っているのか」との質疑に対し、「危険度の高い道路、特に事故が発生した道路の通行の自粛については、今後協議していく。また、職員に対する研修や指導については、交通安全講習会を毎年11月に2回実施しているほか、交通事故防止に関する通知や交通法規の遵守に関する通知を随時行っており、さらに、部課長会を通じて、職員への啓発も適宜と行っている」との答弁がありました。

また、委員会から、「車の事故は殺人にもなりかねないことであり、運転者の適性もきちんと把握し、公のサービスを提供する職員が一般市民を傷つけることのないよう、交通安全に対し意識をしっかりとって運転に対応してもらいたい」との要望がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査並びに結果であります。本委員会におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 次に、教育福祉委員会委員長 田丸たけ子君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 田丸たけ子君登壇）

○教育福祉委員会委員長（田丸たけ子君） 教育福祉常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました認定案1件を除く請願2件、陳情3件につい

て、18日本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

最初に、請願第3号「細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める請願」について申し上げます。

審査の過程において、「予防ワクチンが定期接種化されていない背景は」との質疑に対し、「1998年にWHOが無料接種の勧告及び定期接種化の推奨をしており、ヒブワクチンについては133カ国以上で定期予防接種化され、肺炎球菌ワクチンには38カ国で定期予防接種化されている。日本においては、ヒブワクチンは昨年12月より国内販売が開始されたが、予防ワクチンの輸入量が不足しており、また、小児用肺炎球菌ワクチンについては、現在、薬事・食品衛生審議会の部会で承認され、年内に発売される見通しとなったが、安定した供給体制が整っていないことが影響していると思われる」との答弁がありました。

また、委員から、「この願意による定期接種化については、実施すべき」との意見や、「細菌性髄膜炎について予防接種することの有効性や先進市の事例等を調査すべきである」との意見、さらに、「今後のワクチンの供給体制及び国の動向を注視すべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第3号については賛成者多数により継続審査とすることと決定いたしました。

次に、請願第4号「『肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書』の採択を求める請願」について申し上げます。

審査の過程において、当局より、B型、C型肝炎の感染原因や症状、患者数について、また、国において昨年からはまった新しい肝炎総合対策の概要及び平成18年度より早期発見のために始まった無料検査の実施状況についての説明がありました。

それらの説明を踏まえ、「肝炎総合対策の事業主体はどこか」との質疑に対し、「国の肝炎総合対策に基づき保健所等、県で実施している」との答弁がありました。

また、委員会から、「基本法の制定は、多くの患者が求めていることであり、採択すべき」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第4号は全員異議なく採択することと決定いたしました。

次に、陳情第5号「子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、当局より医療費助成の実施団体数について、また、市における医療費助成の現状について説明がありました。

また、委員会から、「国の政権が変わり、今までの政策の見直しも考えられることから、今後の動向を見ていく必要もあるのではないか」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第5号は賛成者少数により不採択とすることと決定いたしました。

次に、陳情第6号「新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、「ことし4月より始まった新要介護認定制度において、実際現場ではどのような変化があったのか」との質疑に対し、「要介護度については、現在、経過措置がとられており、判定結果によりそのまま認定されるわけではなく、申請者の要介護度に直接的に反映されているわけではない。ただし、経過措置適用前の要介護度の判定について、5月、6月の結果で検証してみると、要介護度が若干軽く判定されるような傾向であった」との答弁がありました。

また、「国では新制度実施後、検証を行ってきたが、その結果をもとに10月1日より、再度、認定基準の見直しを行うこととなった」との説明がありました。

また、委員から、「社会保障費を大幅に増やすことは制度の破綻を招くことになるのではないか」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第6号は賛成者なく不採択とすることと決定いたしました。

次に、陳情第7号「現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書の提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、「国の社会保障審議会少子化対策特別部会で提案された第1次報告と現行保育制度の相違点はどこか」との質疑に対し、「保育所入所に際し、保護者みずからが保育所を選択し直接契約することになる。また、保育料も保育内容に応じて多様化されるほか、児童1人あたりの最低床面積の緩和や今まで認可外であった施設において最低基準の達成に向けた質の向上を図る」との答弁がありました。

次に、「制度が変わった場合、現場が混乱することはないか」との質疑に対し、「保護者は自分で保育所を選択し直接契約をすることになり、定員超過の場合には、次の保育所を探さなければならない。保育所側では、入所についての打ち合わせや入所が決まった場合の契約手続

など事務量が増えることが考えられる」との答弁がありました。

また、委員会から、「今後の国の議論を見守るべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第7号は賛成者なく不採択とすることと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査及び結果であります。何とぞ本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

**○議長（常泉健一君）** 次に、市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君登壇）

**○市民環境経済委員会委員長（三橋弘明君）** 市民環境経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案4件、陳情1件について、18日本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第2号「平成21年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億6734万5000円にするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申しますと、「国の緊急少子化対策によるものとのことだが、対象人数はどの程度見込んだのか。また、出産育児一時金の支給人数の動向は」との質疑に対し、「21年度下半期における対象者の人数を過去複数年のデータを勘案した結果、76人と想定し、総額304万円の支給予測を立てた。また、一時金の対象者は昨年度と比べ若干増加するものと考えている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第3号「平成21年度茂原市特別会計老人保健費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1046万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1383万5000円にするものであります。

補正の内容は、過誤調整分の医療給付費の増額並びに前年度の社会保険診療報酬支払基金からの交付金の清算による返還を予算措置するものであり、採決の結果、議案第3号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第4号「平成21年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2100万3000円にするものであります。

補正の内容は、前年度過誤納保険料還付金の増額を予算措置するものであり、採決の結果、議案第4号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第6号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、国の緊急少子化対策に伴い、出産に要する経済的負担の軽減を図るため、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産育児一時金支給額を1件あたり38万円から42万円に改正しようとするものであり、採決の結果、議案第6号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、陳情第4号「国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、「茂原市において、資格証明書の発行状況はどうか」との質疑に対し、「現在、157世帯に交付している」との答弁がありました。

また、「資格証明書を発行するまでの経緯について何う。また、児童生徒への対応は」との質疑に対し、「資格証明書は国民健康保険税の未納付世帯に対して発行しているが、事務的、機械的に発行しているわけではない。対象世帯に対し、納付相談や生活の状況など詳細に調査を行い、資力があるにもかかわらず支払いをしないという悪質な世帯や連絡などが全く取れない居所不明世帯に対し発行している。また、平成21年4月より国の方針が定まり、義務教育課程までの子供に対しては短期保険証を発行することで対応している」との答弁がありました。

また、「陳情願意による国庫負担金率を45%に戻した場合、交付される金額はどの程度か。また、国保税の減額幅は」との質疑に対し、「おおよその算定ではあるが、5億5000万円程度と推定され、1世帯あたりでの平均で3万4000円程度減額されると思われる」との答弁がありました。

また、委員より、「資格証明書発行の義務づけについては、そもそもの保険の趣旨から逸脱していると考える。弱者救済の観点からかんがみると、この制度の中止を求めたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第4号は賛成者少数で不採択とすることと決定いたしました。

以上が、本委員会において付託されました案件の審査並びに結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 以上で各委員長の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後1時32分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後1時45分 再開

○議長（常泉健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。

休憩中に森川雅之議員より、教育福祉委員会委員長の報告に対し質疑通告がありましたので、これを許します。

森川雅之議員。

（8番 森川雅之君登壇）

○8番（森川雅之君） 請願第3号、細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める請願に関しまして、継続審査とした委員長報告に関し、紹介議員の1人として幾つかの疑問点と審査経過をお尋ねします。

1点目は、細菌性髄膜炎の予防接種の有効性について、ヒブワクチンの有効性を調査すべきという意見が継続審査の1つの理由となっているようですが、WHO（世界保健機関）もワクチンの有効性と安全性を高く評価し、我が国でもようやく2007年に承認、昨年より国内発売が開始されたことが請願書にも明記されております。プロである小児科医や厚生労働省の10年もの時間をかけた結果からして、ワクチン接種の有効性は論を待たずかと思いますが、委員会として、ワクチンの有効性に関して何をどのように調査するお考えかをお尋ねします。

2点目は、先進地の事例などを調査すべきという委員会意見について、ヒブワクチンは現在既に任意接種が認められておりますので、有料ではありますが、ワクチンさえあれば希望者全国どこでも接種することができます。しかしながら、任意接種では多額な費用がかかるために、若い夫婦や保護者に負担を伴い、子供たちが地域や経済状況によって接種の格差が生じているのが現状であります。しかしながら、全国18以上の自治体では、国の決定を待たずして独自にその接種費用の助成まで進めております。これこそ先進地と言うべきではありませんか。そう

いう意味で、地方の負担ではなく国が責任を持って接種しやすい環境整備を急ぐことを求める今回の請願の趣旨であります。

そこでお尋ねします。調査すべき先進地とはどのような都市を指しての御意見であったのか、委員会でのその内容の趣旨等をお尋ねいたします。

最後の3点目は、今後のワクチンの供給体制及び国の動向を注視すべきという委員長報告であります。このワクチンの発売元の第一三共は、年間100万本、25万人分のワクチンの輸入を計画しておりましたが、ことしに入り希望者が急増し、供給が追いつかない状況となったという報道が先ごろありました。このアクトヒブの製造元でありますフランスの会社も既に増産を決定、この8月末には我が千葉県医師会もヒブワクチンの本格的増産に向けてのプロセスと考え方をまとめています。そのような状況下、我が議会としても、今回の請願をすぐに採択し、国に意見書を提出し、国の動きを早めるべきかと考えますが、ワクチンの供給体制と国の動向を注視すべきというのはどのような意味合いであるのか、御真意をお伺いします。

以上、3点です。

**○議長（常泉健一君）** 答弁を求めます。

教育福祉委員会委員長 田丸たけ子君。

（教育福祉委員会委員長 田丸たけ子君登壇）

**○教育福祉委員会委員長（田丸たけ子君）** それでは、答弁の前に、先ほどの委員長報告の中で、今回の質問の請願第3号につきまして、陳情第3号と申し上げましたのを訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、森川議員の質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目、細菌性髄膜炎の予防接種の有効性についての御質問でございますが、ヒブワクチンにつきましては、昨年より国内販売が開始をされ、有効性については承知をしておりますが、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、ようやく承認の見通しとなったところであることから、いましばらく国の動向を見守る必要があるのではとの御意見がありました。

2点目につきまして、先進市の事例などを調査すべきという意見につきましては、公費助成を行っている団体が全国で18以上であるとのことでありますが、公費助成につきましては、財政負担を伴うことから、それらの団体の財政状況や市が助成を行う場合についての財政負担についての検証も必要であるとの意見がございました。

続きまして、3点目でございますが、今後のワクチンの供給体制及び国の動向を注視すべきという意見についてでございますが、ヒブワクチンの製造販売元が今後増産していくことは承

知をしておりますが、小児用肺炎球菌ワクチンについては、これからの段階でございます。また、確実に増産していく状況を見ていくことが必要であるとの意見がございました。

以上、3点について御答弁申し上げました。

○議長（常泉健一君） 再質問ありませんか。

森川雅之議員。

○8番（森川雅之君） 御答弁ありがとうございました。じっくりと審議をしていただきたいというのが一番の気持ちでありますので、あえてこの場で質問をさせていただきましたが、1つだけ再質問させていただきたいのは、本来、委員会に付託された案件は、慎重な審査のために事前の調査が必要であるのは言うまでもありません。今議会でも議案調査日が設けられています。特に請願・陳情に関しては、趣旨書というか、提出した団体はもちろん、県内各市町村や近隣の動向を十分調査することが必要なのは申すまでもないと思います。私のもとにも、議会事務局にも、当局にも、この団体から千葉県議会や県内市町村の意見書採択の状況が届いておたはずだと認識しております。あえて説明いたしますと、千葉県議会は昨年12月議会でこの意見書採択を自民党、公明党両党の提出で、全会一致で採択しております。6月議会においては、県内市町村でも16市町村、この9月議会においては、まだ開会中のところもありますが、既に13市町村がこの意見書を採択しております。この持つ意味は、先ほどお話ししましたように、国の動向を待っているのは物事が進まないというために全国各地から意見書が相次いで、それも急いで送られておるのであります。そういう意味で、茂原市としても、閉会中の審議になりそうではありますが、ぜひとも委員会の皆様におかれましては慎重審議で、そして早急に国に提出をいただけますよう要望の方々、この千葉県の動向、県内市町村の動きを委員会としてどのように把握しておったのかを御質問しまして、質問を終わりにしたいと思います。以上です。

○議長（常泉健一君） 答弁を求めます。

教育福祉委員会委員長 田丸たけ子君。

○教育福祉委員会委員長（田丸たけ子君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

資料を委員の皆様へ配付をしなかったことにつきましては、大変に申しわけなく思っておりますが、このことにつきましては、配付した請願の趣旨の内容がかなり詳細に述べられておりましたので、この請願の内容をお読みいただいて把握できるであろうとの思いがございました。また、本市としての独自の判断という部分もございました。いずれにいたしましても、資料の配付が漏れてしまったことに対して、委員長として大変申しわけなく思っております。今後、

請願者でございます、細菌性髄膜炎から子どもたちを守る会を支援するネット千葉を代表する方々からお招きして、また、森川議員にもぜひ御参加をいただきまして、教育福祉委員会におきまして勉強会を開催し、12月議会に向けてしっかりと調査研究を行ってまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（常泉健一君） 再々質問ありますか。結構ですか。

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

自公政権のもとで推し進められてきた構造改革路線により、日本の社会保障制度は危機に瀕しております。そうした中で、この9月定例議会に提出された陳情4件の内容であります。年金、介護、医療、保育など、数々の制度改悪を許さない多彩な運動が各地で広がり、世論の注目が集まりました。

さきの総選挙では、こうした問題の解消が重要な争点となり、国民の暮らしや平和を壊してきた自公政権は、国民の厳しい審判を受け、退場いたしました。かわって登場した民主党中心の新政権は、国民世論の動向から、少なからず国民の願いを反映した政策を実行せざるを得ない状況となりました。

なお、去る9月9日に合意されました民主党、社民党、国民新党によります連立政権樹立にあたっての政策合意に照らしても、今回の陳情が採択されるべき方向性が示されております。民主党の政権としての姿勢が鋭く問われているところでございます。

日本共産党は、民主党中心の政権に対し、建設的野党として、よいことには協力、悪いことにはきっぱり反対、問題点はただすという立場で、例えば前政権からの総額14兆円に及ぶ09年第1次補正予算の内容は、大企業本意の大型公共事業中心という色合いが濃い中、一方では、住民の要求実現の対策も含まれております。日本共産党は、こうした住民本位の政策に対しましては推進してまいる立場でございます。そして政治を前に動かし、国政でも市政でも国民の利益を守り、要求実現のために力を尽くします。

こうした立場から、陳情第4号「国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情」、同第5号「子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情」、同第6号「新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳

情」、同第7号「現行保育制度に基づく保育施設の拡充に関する意見書の提出を求める陳情」、以上、それぞれ不採択とする各委員長報告に対しまして反対し、その理由を述べます。

まず最初に、陳情第4号、国保税制度改善のため国への意見書提出を求める陳情についてであります。歴代政権は、84年の国保法改悪を皮切りに、国保に対する国の責任を次々に後退させてきました。しかも、この間、大企業の雇用破壊で失業者や非正規労働者が国保に流入し、構造改革路線によって自営業や農林漁業者の経営難、廃業が加速するなど、国保の貧困化が急速に進行しています。国民の4割が加入する国保では、所得200万円台でも30万円から40万円の負担を強いられるなど、支払い能力をはるかに上回る国保税に住民が悲鳴を上げ、全国的には滞納が453万世帯、加入者の3割を超えています。国保税滞納を理由に保険証を取り上げられ、医療費の全額を負担する資格証明書に変えられた世帯は34万世帯にも上ります。また、事業主の保険料逃れなどで健保には入れず、国保も未加入となっている人、自治体当局が保険証を留め置きにしたまま放置している人など、数万人規模の無保険者が生まれ、資格証、無保険の人が医者にかかれず死亡する事件が全国で続発しております。国民の命と健康を守る公的医療保険が国民の貧困をますますひどくし、社会的弱者から医療を奪うことなどあってはなりません。医療サービスを受けたいなら保険料の対価を払わなければならないという応益負担の原理が命の格差を生み出しています。これは保険制度の趣旨からは大きく外れているものと言わざるを得ません。どうか本当に困っている人の身になって考えてみてください。低所得者が多く加入する国保は、そもそも手厚い国庫負担なしには制度が成り立ちません。国庫負担をもとに戻すことがその緊急の課題です。

日本共産党は、毎議会でこの問題を取り上げ、この9月議会でも質問を行いました。国保への国庫負担をもとに戻すことに対し、市長は、医療給付に対する国庫負担割合の増加につきましては、今までも市長会を通じて要望してまいりましたが、今後もあらゆる機会を通じて要望してまいりますと、こう御答弁されております。今回もそのあらゆる機会ではあります。これらを勘案いたしまして、本陳情の採択を心より求める次第であります。

次に、陳情第5号「子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情」について述べます。子供の医療費の無料化は、子育て支援施策として全都道府県、全市町村で実施され、子育て世代の大きな支えとなっています。現在、茂原市の子供の医療費無料制度は、20年度に県に準じて小学校就学前までに対象年齢を拡充しましたが、所得制限や自己負担を導入しています。近隣市町村では、小学校卒業までさらに中学校卒業までと年齢拡充にとまらず、所得制限や自己負担をなくしているなど、大きく前進している状況です。このように、

市町村の独自制度として行われているため、自治体の財政力の差によって制度内容には大きな格差があります。子供はどこで生まれ住んでも等しく大切に育てられるべきであり、そのためには国の制度創設は欠かすことができません。

以上のことから、本陳情は採択すべきであると考えます。

次に、陳情第6号、新要介護認定保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情について述べます。スタートして10年目となった介護保険制度は、この間、見直しのたびに改悪され、介護保険料の値上げ、介護度の軽い人からの介護サービスの取り上げ、施設入所の待機者激増など、保険あって介護なしの実態がいよいよ深刻になっています。特にことし4月から見直された要介護認定は、調査項目の削減や調査基準の改定で、状態が変わっていないのに軽度に認定される人が増え、介護取り上げが進むことが介護現場の専門家から多数指摘があり、政府は一部見直しせざるを得ませんでした。

さらに、4月2日、日本共産党の小池 晃参議院議員が暴露した厚生労働省の内部資料で、今回の改定は要介護度を引き下げ、介護保険の給付費を削減することを目的として検討されたものであることが明らかになりました。一方、介護現場では、介護保険以前に介護提供者を支えていた行政の支援制度が相次いで廃止され、さらに介護報酬の切り下げが2回行われる等で劣悪な労働条件が一層広がり、深刻な人材不足の状況を招いています。だれもが必要な介護を受けられ、それを支える介護現場の改善のためにも本陳情を採択し、政府に意見書を提出すべきではないでしょうか。

最後に、陳情第7号「現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書の提出を求める陳情」について述べます。自公政権による規制緩和路線は、保育条件の悪化と公立保育所運営費の一般財源化など、保育予算削減、公立保育所民営化、企業参入促進により、公的保育の土台自体が危うい状況です。こうしたことは仕事と子育てを両立したい、子供に豊かな保育を保証したいという国民の願いには逆光するものです。さらに、経済不況による保育所入所希望者の激増が深刻な待機児童を生み出し、保育問題は大きな社会問題となりました。日本の保育、教育にかかる予算は、GDP（国内総生産）比率で見ると、先進諸国の最低レベルであります。安心して子育てし働くことのできる環境づくりは早急の課題であり、民主党新政権も保育所の増設を図り、質の高い保育の確保、待機児童の解消に努めるとの政策を明言し、本陳情の趣旨と合致しており、本陳情の採択を強く求めるものであります。

以上で反対討論といたします。

○議長（常泉健一君） 他に討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。本案について適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第7号は適任と認めることと決定しました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第6号並びに第8号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、議案第1号から第6号並びに第8号については、原案のとおり可決することと決定しました。

次に、請願・陳情について採決します。

今定例会に付議されました請願・陳情は、請願2件、陳情4件であります。

まず、請願第4号「『肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書』の採択を求める請願」についてであります。本件に対する委員長報告は採択でありますので、請願第4号について採決します。

請願第4号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、請願第4号については、委員長報告のとおり採択することと決定しました。

次に、陳情第4号「国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第4号について採決します。

陳情第4号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第4号は不採択と決定しました。

次、陳情第5号「子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第5号について採決します。

陳情第5号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第5号は不採択と決定しました。

次に、陳情第6号「新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情」についてあります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第6号について採決します。

陳情第6号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第6号は不採択と決定しました。

次に、陳情第7号「現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書の提出を求める陳情」についてあります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第7号について採決します。

陳情第7号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第7号は不採択と決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 閉会中の継続審査申し出の件

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第2「閉会中の継続審査申し出の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、教育福祉委員会から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査申し出書が提出されました。

お諮りします。教育福祉委員会からの申し出の案件について、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（常泉健一君） 起立全員と認めます。

したがいまして、教育福祉委員会からの申し出の件については、閉会中の継続審査に付することと決定しました。

ここで報告します。

本日、田丸たけ子君、田辺正和君から、今定例会に提出するため、発議案2件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議

○議長（常泉健一君） それでは、次に、議事日程第3「発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第2号までを一括上程します。

最初に、発議案第1号「肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書案の提出について」提出者田丸たけ子君から提案理由の説明を求めます。

田丸たけ子議員。

(12番 田丸たけ子君登壇)

○12番（田丸たけ子君） それでは、提出者を代表いたしまして、発議案第1号について提案理由の説明を申し上げます。

発議案第1号「肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書の提出について」であります。が、本案は、我が国に350万人以上と推定されているB型、C型ウイルス肝炎患者及び感染者の多くが長期の療養に苦しむとともに、経済的にも多くの困難に直面していることをかんがみ、すべてのウイルス肝炎患者救済のため、肝炎対策の基本法の制定を求め、意見書を提出しようとするものです。

議員各位におかれましても慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（常泉健一君） 次に、発議案第2号「地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書案の提出について」提出者田辺正和君から提案理由の説明を求めます。

田辺正和議員。

(25番 田辺正和君登壇)

○25番（田辺正和君） 発議案第2号「地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書案の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

前政権下において、我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立しております。総額で14兆円を超えるこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は当該基金などの活用を前提に経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して準備を行っているところであります。新政権によって予算執行が見直されることになれば、既に関係事業を執行中、あるいは執行準備が完了し、当該事業の広報、周知が済んでいる地方自治体にとって、まことに憂慮すべき事態の発生が懸念されます。万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって景気底入れから成長に転じる兆しの出てきた日本経済に悪影響を及ぼしかねないおそれがあります。

このことから、政策の見直し、税制の改革、制度の変更にあたっては、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算によって、地方自治体の進めてきた施策や事業について財源問題で執行に支障が生じることのないよう、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に意見書を提出しようとするものであります。

本会議におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（常泉健一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

最初に、発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に、発議案第2号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案2件は、会議規則37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議ないものと認めます。

したがって、発議案2件は委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、発議案第1号「肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書案の提出について」原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(常泉健一君) 起立全員と認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決することと決定しました。

次に、発議案第2号「地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書案の提出について」原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(常泉健一君) 起立全員と認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(常泉健一君) 御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## ○本日の会議要綱

1. 議案並びに請願・陳情の総括審議
2. 閉会中の継続審査申し出の件
3. 発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議

○出席議員

議長 常 泉 健 一 君

副議長 深 山 和 夫 君

1番	飯 尾 暁 君	2番	前 田 正 志 君
3番	矢 部 義 明 君	4番	金 坂 道 人 君
5番	中 山 和 夫 君	6番	山 田 きよし 君
7番	細 谷 菜穂子 君	8番	森 川 雅 之 君
9番	平 ゆき子 君	10番	鈴 木 敏 文 君
11番	ますだ よしお 君	12番	田 丸 たけ子 君
13番	加賀田 隆 志 君	14番	腰 川 日出夫 君
15番	伊 藤 すすむ 君	17番	勝 山 穎 郷 君
18番	初 谷 智津枝 君	19番	三 橋 弘 明 君
20番	関 好 治 君	21番	早 野 公一郎 君
22番	三 枝 義 男 君	24番	市 原 健 二 君
25番	田 辺 正 和 君	26番	金 澤 武 夫 君

☆

☆

○欠席議員

な し

☆

☆

## ○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長 (行財政改革推進本部長)	長谷川正君
教育長	古谷一雄君	総務部長	松本文雄君
企画財政部長	平野貞夫君	市民環境部長	風戸茂樹君
健康福祉部長	古山剛君	経済部長	川崎清一君
都市建設部長	古市賢一君	教育部長	國代文美君
総務部次長 (総務課長事務取扱)	中山茂君	企画財政部次長 (市民税課長事務取扱)	片岡繁君
企画財政部次長 (財政課長事務取扱)	今関正男君	市民環境部次長 (生活課長事務取扱)	渡邊輝夫君
健康福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	大野博志君	経済部次長 (商工観光課長事務取扱・ 中心市街地活性化担当)	山崎春雄君
都市建設部次長 (建設課長事務取扱・ 土木政策担当)	河野正善君	都市建設部次長 (都市政策課長事務取扱・ 都市政策担当・ 本納駅東地区土地 区画整理担当)	酒井達夫君
教育部次長 (庶務課長事務取扱)	斉藤勝君	職員課長	相澤佐君
企画政策課長	岡本幸一君		

☆

☆

## ○出席事務局職員

事務局長	金坂正利
主幹	鈴木均
局長補佐 (庶務係長事務取扱)	宮本浩一

○議長（常泉健一君） 長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

これをもちまして、平成21年度茂原市議会第3回定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時22分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年11月12日

茂原市議会議長 常 泉 健 一

茂原市議会副議長 深 山 和 夫

茂原市議会議員 平 ゆ き 子

茂原市議会議員 鈴 木 敏 文